

令和3年度名古屋市教育委員会第45号議案

教育長等専決規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

(1) 教育長不在時の代理規定を整備します。

ア 職務代理者の職務について、教育委員会の会議に関する事項等を除き、教育次長が専決できることを定めます。

イ 教育次長不在時の事務処理について、規定を整備します。

内 容	通 常	教育長不在時	教育長・教育次長不在時
教育委員会会議 その他議事運営	教 育 長	職務代理者	職務代理者
上記以外の 教育長専決事項		教育次長	学校づくり推進監

(2) 令和4年度の組織改正に伴い、規定を整備します。

(3) その他規定を整備します。

2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

教育長等専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

教育長等専決規則の一部を改正する規則

教育長等専決規則（昭和31年名古屋市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第3号中「並びに」を「及び」に、同項第13号中「及びこれに準ずる機関」を「（補助執行させる事務に係るものを除く。）」に改め、同条第4項中「部長、担当部長」を「監、部長」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定に基づき、教育長職務代理者（あらかじめ教育長が指名する教育委員会の委員をいう。）が教育長の職務を行うに当たっては、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に関する事項を除き、教育次長が専決することができる。

第2条第2項中「部長、担当部長」を「監、部長」に改める。

第3条第1項中「鶴舞中央図書館長又は主管の部長、担当部長若しくはこれ

に相当する職にある者（以下「部長等」という。）」を「監」に改め、同条第2項中「部長等」を「監」に、「部長、担当部長」を「監、部長」に、「課長」を「部長、課長」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

教育長等専決規則（抜すい）

改 正 案	現 行
<p>第1条（略）</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 学校教育<u>及び</u>社会教育に関する一般方針を定めること。</p> <p>(4)～(12)（略）</p> <p>(13) 教育委員会の附属機関<u>（補助執行させる事務に係るものを除く。）</u>の委員を任命し、又は委嘱すること。</p> <p>(14)～(17)（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 教育長は、専決事項の一部を教育次長、<u>監、部長</u>、課長、室長、公所の長その他の職員に代決させることができる。</p> <p>第2条 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定に基づき、教育長職務代理人（あらかじめ教育長が指名する教育委員会の委員をいう。）が教育長の職務を行うに当たっては、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に関する事項を除き、教育次長</u></p>	<p>第1条（略）</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 学校教育<u>並びに</u>社会教育に関する一般方針を定めること。</p> <p>(4)～(12)（略）</p> <p>(13) 教育委員会の附属機関<u>及びこれに準ずる機関</u>の委員を任命し、又は委嘱すること。</p> <p>(14)～(17)（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 教育長は、専決事項の一部を教育次長、<u>部長、担当部長</u>、課長、室長、公所の長その他の職員に代決させることができる。</p> <p>第2条 <u>教育長が欠けたとき又は教育長に事故があるときは、専決事項について、教育次長が専決することができる。</u></p>

が専決することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の教育次長について準用する。この場合において、同条第2項から第4項までの規定中「教育長」とあるのは「教育次長」と、「教育次長、監、部長、課長、室長、公所の長その他の職員」とあるのは「監、部長、課長、室長、公所の長その他の職員」と読み替えるものとする。

第3条 前条第1項の場合において、教育次長が欠けたとき又は教育次長に事故があるときは、専決事項について、監が専決することができる。

2 第1条第2項から第4項までの規定は、前項の監について準用する。この場合において、同条第2項から第4項までの規定中「教育長」とあるのは「監」と、「教育次長、監、部長、課長、室長、公所の長その他の職員」とあるのは「部長、課長、室長、公所の長その他の職員」と読み替えるものとする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の教育次長について準用する。この場合において、同条第2項から第4項までの規定中「教育長」とあるのは「教育次長」と、「教育次長、部長、担当部長、課長、室長、公所の長その他の職員」とあるのは「部長、担当部長、課長、室長、公所の長その他の職員」と読み替えるものとする。

第3条 前条第1項の場合において、教育次長が欠けたとき又は教育次長に事故があるときは、専決事項について、鶴舞中央図書館長又は主管の部長、担当部長若しくはこれに相当する職にある者（以下「部長等」という。）が専決することができる。

2 第1条第2項から第4項までの規定は、前項の部長等について準用する。この場合において、同条第2項から第4項までの規定中「教育長」とあるのは「部長等」と、「教育次長、部長、担当部長、課長、室長、公所の長その他の職員」とあるのは「課長、室長、公所の長その他の職員」と読み替えるものとする。